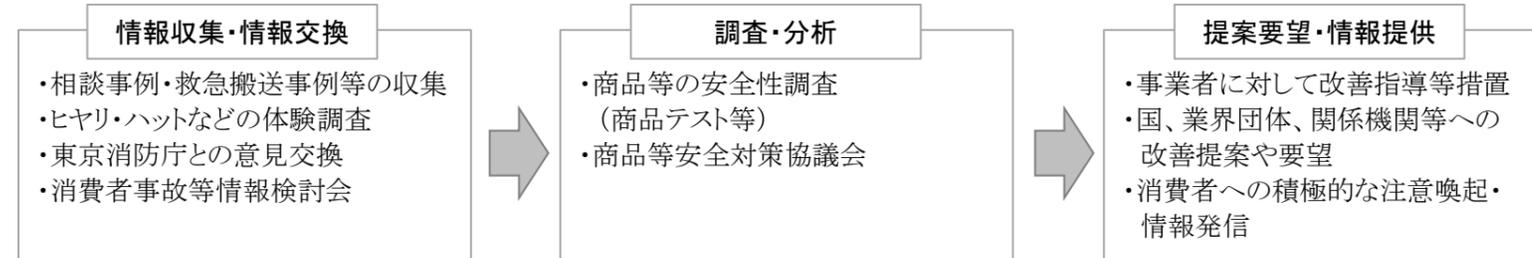


## 政策3 消費生活の安全・安心の確保

## 現在の取組の状況

## ○商品等の安全対策事業の流れ



## 情報収集・情報交換

- ・相談事例・救急搬送事例等の収集
- ・ヒヤリ・ハットなどの体験調査
- ・東京消防庁との意見交換
- ・消費者事故等情報検討会

## 調査・分析

- ・商品等の安全性調査(商品テスト等)
- ・商品等安全対策協議会

## 提案要望・情報提供

- ・事業者に対して改善指導等措置
- ・国、業界団体、関係機関等への改善提案や要望
- ・消費者への積極的な注意喚起・情報発信

## ○危害・危険に関する情報収集

- ・都の消費生活総合センター、区市町の消費生活センターに寄せられる危害・危険に関する相談情報を収集している。
- ・危害・危険情報のうち、相談につながらない「ヒヤリ・ハット」体験(実際にけがをしそうになった体験)事例について、インターネット調査により積極的に掘り起こし、ヒヤリ・ハットレポートなどで情報発信を行っている。
- ・商品・サービスに起因する危害・危険情報の共有化を図るため、東京消防庁と定期的に意見交換をするとともに、国民生活センターや都立産業技術研究センターと連携して「消費者事故等情報検討会」を開催し、情報交換を行っている。

## ○危害・危険に関する調査・分析

- ・様々な手段で収集した危害・危険に関する情報に基づき、商品の安全性や消費者の使用実態・意識に関する調査を行っている。
- ・調査結果を公表し、消費者への注意喚起を行うとともに、関係団体等へ要望するなど働きかけを実施している。

## &lt;調査・商品テスト実績&gt;

平成25年度	ストーブの安全な使用に関する調査 折りたたみ電動アシスト自転車の安全性 イオン式空気清浄器の性能及び安全性
平成26年度	電子レンジの安全な使用に関する調査 組み立て式家具の安全性に関する調査 家具転倒防止器具の性能
平成27年度	ガスコンロの安全な使用に関する調査 スマートフォンの安全な使用に関する調査

## ○商品等安全対策協議会

- ・消費者・学識経験者に事業者も加えた商品等安全対策協議会を開催し、商品等の改善、消費者への注意喚起等安全対策について検討・協議している。
- ・商品等安全対策協議会の提言を受け、国や事業者団体等に要望を行うとともに、消費者への注意喚起を行っている。

## &lt;テーマ&gt;

平成25年度	ブラインド等のひもの安全対策
平成26年度	抱っこひも等の安全対策
平成27年度	子供に対するコイン型電池等の安全対策
平成28年度	子供に対する歯ブラシの安全対策

## ○事故防止に向けた情報発信・普及啓発

- ・東京くらしWEB「危害危険情報」による注意喚起など、国や関係機関と連携し、身近な事故の防止について、タイムリーな情報発信を行っている。
- ・子育て世代が多く集まる各種イベントへの出展や、東京消防庁防災館、区市町村の事業との連携などを通じて、子供の安全対策についてわかりやすく啓発している。

## ○安全な商品の開発促進支援・普及推進

- ・事業者等との連携により、安全に配慮した商品見本市を開催し、安全な商品のPR・普及を図るとともに、商品の安全をテーマとしたセミナー等を実施している。
- ・子供の安全に配慮した商品の顕彰制度(キッズデザイン賞)に都内の中小企業が応募するために必要な審査料を補助している。
- ・平成28年度から、審査料補助制度を活用し応募・受賞した商品から特に優れたもの1点に、都知事賞を贈呈している。

## 課題・検討すべき事項

## ○過去の取組の効果検証

- ・東京都商品等安全対策協議会、消費生活条例に基づく調査等で商品やサービスの安全性について検討している。
- ・その結果に基づき、国や事業者に商品等の安全基準づくりや商品の改善等を求めるとともに、消費者へ積極的な注意喚起を行っているが、毎年新たなテーマに注力しており、過去に取り組んだテーマの効果検証は十分ではない。
- ・過去に取り組んだテーマについて、その後の国・事業者における取組状況や消費者の意識等を把握するなど、事故防止に向けた継続的な取組を検討する必要がある。

## ○安全に配慮した商品の普及

- ・商品見本市の開催等により、安全に配慮した商品の消費者への普及と開発する事業者の支援を図っているが、まだ安全に配慮した商品の選択肢が十分に揃っていないのが現状である。
- ・これらの商品をより選択しやすくするために、安全に配慮した商品の普及策を検討していく必要がある。

## ○消費者の安全意識向上のための効果的な情報提供

- ・商品やサービスによる事故の状況は年齢等により異なるため、子供から高齢者まで、対象者に応じた情報提供が必要である。
- ・また、対象の世代は常に入れ替わることから、それぞれのライフステージごとに、継続した注意喚起が必要である。
- ・従来のように、WEBやSNS、リーフレット等、複数のメディアにより広く発信するだけでなく、情報を届ける対象に関わる機関とのさらなる連携強化やコンテンツの在り方等を含め、効果的な情報提供について検討する必要がある。

## ○危害・危険に関する情報源の充実

- ・子供の事故の原因については自身の責任と考え相談しない保護者が多いため、相談以外の情報収集が必要である。
- ・医療機関受診からの情報収集は、既に国が医療機関ネットワーク等により取り組んでいるが、収集情報の詳細は公表されておらず、十分な活用ができない。
- ・危害・危険に関する情報について、様々な手段で情報収集していくほか、国に積極的に情報提供を呼びかけるなど、情報源の充実策を検討する必要がある。